

令和7年度

鹿児島県スポーツ指導者協議会

総会資料

公益財団法人鹿児島県スポーツ協会

鹿児島県スポーツ指導者協議会

報告事項 1

令和6年度事業報告・決算について

1 事業計画

期 日	事 業 名	内 容 等
令和6年 4月17日	会計監査	場所：県体協会館
4月17日	第1回常任委員会	場所：県体協会館 1 報告事項 令和5年度公認スポーツ指導者の登録状況等 2 協議事項 (1) 令和5年度事業報告・決算（案） (2) 令和6年度日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰候補者（案） (3) 令和6年度鹿児島県公認スポーツ指導者研修会・総会開催要項（案） (4) その他
7月6日	令和6年度県公認スポーツ指導者研修会・総会	場所：宝山ホール ・ 講演Ⅰ：幾留 沙智 氏（鹿屋体育大学体育学部 講師） 内容：スポーツ心理学 ・ 講演Ⅱ：結城 匡啓 氏（信州大学教育学部 教授） 内容：プレイヤーズセンタードなコーチング ・ 総会（公認スポーツ指導者等表彰候補者等，事業計画予算，事業報告・決算（案））
11月23日	令和6年度公認スポーツ指導者全国研修会（対面形式及びオンライン）	・ 講演，テーマ別研修，公認スポーツ指導者等表彰等
2月18日	令和6年度全国スポーツ指導者連絡会議（オンライン）	・ 全体会，都道府県分科会
令和7年 2月26日	第2回常任委員会	場所：県体協会館 ・ 令和6年度事業報告等 ・ 令和7年度事業計画・収支予算（案）等

2 関係事業

期 日	事 業 名	内 容 等
令和6年5月	公認スポーツ指導者育成事務担当者会議（オンライン）	・ 指導者養成，登録関係
令和6年7月 ～ 令和7年1月	コーチ1養成講習会	・ 軟式野球（委託講習会） ・ バドミントン（独自講習会） ・ 空手道（独自講習会） ・ 水泳（独自講習会） ・ バレーボール（独自講習会） ・ ソフトボール（独自講習会）

令和6年度鹿児島県スポーツ指導者協議会 収支決算書

【収入】

(単位：円)

項目	予算額 A	決算額 B	増減 B-A	説明
会費	1,000,000	1,507,000	507,000	1,000円×1,507人
助成金	50,000	50,000	0	スポーツ安全協会 50,000円
繰越金	1,674,499	1,674,499	0	前年度繰越金
雑収入	501	957	456	預金利息
計	2,725,000	3,232,456	507,456	

【支出】

項目	予算額 A	決算額 B	増減 B-A	説明
報償費	200,000	97,500	102,500	講師謝金
旅費	500,000	152,572	347,428	会議等旅費
事業費	350,000	75,400	274,600	会場使用料等
賃金	70,000	44,846	25,154	
需用費	350,000	316,118	33,882	消耗品・横断幕代等
役務費	500,000	383,952	116,048	振込手数料, 送料等
負担金	22,000	0	22,000	
予備費	733,000	0	△ 733,000	
計	2,725,000	1,070,388	△ 1,654,612	

総収入	-	総支出	=	(次年度繰越)
3,232,456		1,070,388		2,162,068

監査報告

鹿児島県スポーツ指導者協議会規程第8条に基づき、会計監査を行った結果は次のとおりです。


1 業務の運営状況


令和6年度における本協議会の運営及び事業は、本協議会規程の目的に沿い、計画的に実施されています。

2 経理の状況

令和6年度収入支出決算書に基づき、帳簿・証拠書類等について監査を行った結果、経理は適正に処理されています。

令和7年4月16日

監事 坂元賢郎 

監事 福島誠 

報告事項2

令和7年度事業計画・予算について

1 事業計画（案）

期 日	事 業 名	内 容 等
令和7年 4月16日	会計監査	場所：県体協会館
4月16日	第1回常任委員会	場所：県体協会館 1 報告事項 令和6年度公認スポーツ指導者の登録状況等 2 協議事項 (1) 令和6年度事業報告・決算（案） (2) 令和7年度日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰候補者（案） (3) 令和7年度鹿児島県公認スポーツ指導者研修会・総会開催要項（案） (4) その他
7月6日	令和7年度県公認スポーツ指導者研修会・総会	場所：カクイックス交流センター ・ 総会（公認スポーツ指導者等表彰候補者等，事業計画予算，事業報告・決算（案）） ・ 研修会 講演Ⅰ：岩田 史昭 氏（日本スポーツ協会） 講演Ⅱ：土屋 裕睦 氏（大阪体育大学教授）
未定	令和7年度全国スポーツ指導者連絡会議（東京都）	・ 全体会，都道府県分科会
未定	令和7年度公認スポーツ指導者全国研修会（東京都）	・ 講演，テーマ別研修，公認スポーツ指導者等表彰等
令和8年 2月25日	第2回常任委員会	場所：県体協会館 ・ 令和7年度事業報告等 ・ 令和8年度事業計画・収支予算(案)等

【関係事業】

期 日	事 業 名	内 容 等
令和7年5月	公認スポーツ指導者育成事務担当者会議 (WEB)	・ 指導者養成，登録関係
7月～12月	コーチ1養成講習会（予定） 【委託】アイスホッケー（調整中） 【独自】バレーボール ソフトボール バドミントン コーチ2養成講習会（予定） 【独自】空手道	

令和7年度スポーツ指導者協議会収支予算

【収 入】

(円)

項 目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	増減(A)-(B)	説 明
会 費	1,000,000	1,000,000	0	1,000円×1,000人
助 成 金	0	50,000	△ 50,000	
繰 越 金	2,162,068	1,674,499	487,569	前年度繰越金
雑 収 入	932	501	431	預金利息
計	3,163,000	2,725,000	438,000	

【支 出】

項 目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	増減(A)-(B)	説 明
報 償 費	200,000	200,000	0	県公認スポーツ指導者研修会講師謝金
旅 費	500,000	500,000	0	常任委員会(2回分), 会計監査 全国スポーツ指導者連絡会議 公認スポーツ指導者全国研修 県公認スポーツ指導者研修会・総会
使用料及び賃借料	300,000	350,000	△ 50,000	会場借上料等
賃 金	900,000	70,000	830,000	補助事務員6ヶ月分 研修会当日要員7,400円×16人
需 用 費	350,000	350,000	0	消耗品費, 印刷費等
役 務 費	600,000	500,000	100,000	銀行振込手数料, 切手代等
負 担 金	25,000	22,000	3,000	全国研修会参加料等 5,000円×5人分
予 備 費	288,000	733,000	△ 445,000	
計	3,163,000	2,725,000	438,000	

公益財団法人鹿児島県スポーツ協会 鹿児島県スポーツ指導者協議会 規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づいて設置された鹿児島県スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 協議会は、県内スポーツ指導者の意識を高揚し、指導者相互の連携を密にして組織的指導体制の整備を図り、指導者の資質向上と活動を促進することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県内スポーツ指導者の資質向上と意識を高揚するための基本計画の策定
- (2) 県内スポーツ指導者の組織的指導体制の整備確立
- (3) 各種講習会、研修会の開催及び協力
- (4) 各種講習会、研修会への指導者の派遣
- (5) 指導者相互の情報交換、連絡調整
- (6) スポーツに関する研究調査、広報活動の促進
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第 4 条 協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会、同協会加盟中央競技団体及び本会が育成した県内のスポーツ指導者で、公認された次の資格を持つ者をもって組織する。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) コーチ 1・コーチ 2 | (8) スポーツ栄養士 |
| (2) コーチ 3・コーチ 4 | (9) アシスタントマネジャー |
| (3) 教師・上級教師 | (10) クラブマネジャー |
| (4) スポーツプログラマー | (11) スポーツトレーナー |
| (5) フィットネストレーナー | (12) スタートコーチ（競技別） |
| (6) ジュニアスポーツ指導員 | (13) スタートコーチ（ジュニア・ユース） |
| (7) アスレティックトレーナー | (14) コーチングアシスタント |

(役 員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副 会 長 若干人
- (3) 常任委員 若干人
- (4) 監 事 2 人

第 6 条 会長は、本会会長が本会理事の中から指名する。副会長、常任委員及び監事は総会において会員の中から選出する。

2 会長は、前項の副会長、常任委員のほか、総会に諮って学識経験者及び関係機関より副会長、常任委員を若干名指名することができる。

(任 期)

- 第 7 条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選出された役員及び職により選任されている役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任委員は、会長の命を受け、協議会の運営にあたる。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会 議)

- 第 9 条 協議会の会議は、総会及び常任委員会とする。
- 2 総会及び常任委員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、規程の改廃、副会長、常任委員及び監事の選出並びに事業、その他、協議会の重要事項について審議する。
- 4 常任委員会は、総会から委任された事項及び緊急やむを得ない事項について処理する。ただし、事業計画、収支予算書については、会長が作成した後、毎年度の開始の日の前日までに常任委員会で協議・決定し、総会にて報告する。

(会 計)

- 第 10 条 協議会の経費は、会費、補助金及び寄附金をもってあてる。

(事 務)

- 第 11 条 協議会の事務は、本会事務局で処理する。

附 則

この規程は、昭和54年2月17日から施行する。

この規程は、昭和58年2月26日から施行する。

この規程は、昭和59年2月4日から施行する。

この規程は、平成元年6月13日から施行する。

この規程は、平成2年5月22日から施行する。

この規程は、平成6年2月26日から施行する。

この規程は、平成8年3月26日から施行する。

この規程は、平成18年3月3日から施行する。

この規程は、平成22年7月11日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、平成27年7月5日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月7日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。